

176-衆-予算委員会-10号 平成22年11月25日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

北朝鮮は、十一月二十三日、韓国の延坪島に対して砲撃を行い、韓国軍との間で交戦状態となりました。これにより、韓国軍兵士だけでなく、この島の民間人にまで死傷者が出て、住民千六百人が緊急避難する事態となりました。今回の北朝鮮の軍事挑発行動に対し、我が党の志位委員長は、二十四日、これを厳しく非難する談話を発表いたしました。

今回、北朝鮮が砲撃した延坪島は、朝鮮戦争の停戦以来、五十七年にわたり韓国側が統治してきた島であります。

そこで、前原外務大臣に確認したいと思います。

北朝鮮が、一九五三年七月の朝鮮戦争の休戦協定以降、これまでに韓国民間人が居住する陸地に対して砲撃したことがあったでしょうか。

○前原国務大臣 今までございません。

○笠井委員 これは明確な休戦協定違反だと思います。休戦協定のどこに違反するという認識でしょうか。

○前原国務大臣 この休戦協定については、我が国は当事者でないということは委員も御承知のとおりでございます。

したがって、この解釈をする立場にはないということを示し上げた上で、しかし、韓国政府の合同参謀本部は、今回の砲撃は朝鮮軍事休戦協定違反である旨を発表しておりますし、また、アメリカ、EUも、休戦協定を遵守するようというのを求めているわけでもございまして、そういう意味からも、当事者である韓国がそのような認識を持っているということでもございます。

○笠井委員 今回の砲撃は、国連憲章にも反する行為だと思うんです。具体的には国連憲章のどこに違反するという認識でしょうか。

○前原国務大臣 国連憲章は、当然我が国も国連加盟国として解釈をする立場にあるわけでもございますけれども、全体像を把握した上でないと確固たることは申し上げられないということを前提に、現時点での我々の認識を申し上げますと、これについては、やはり国連憲章の第二条第四項、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」ということの規定しているわけでもございまして、明確にこれに違反するかどうかはまだ、最終的な判断というのは必要だと思いますが、この点について抵触する疑義は極めて高い、このように考えております。

○笠井委員 今回の行為はまた、北朝鮮が当事者である南北間の諸合意、南北不可侵合意にも反する、そういうものだと思うんです。どういう合意に反するか、これも当事者でないということは言われるかもしれませんが、認識としては、こういう合意があって、それに反するということが言えるのではないかとということで、大臣、いかがでしょうか。

○前原国務大臣 委員がもうおっしゃっていただいているので、我が国は当事者ではありませんが、しかし韓国側が、この「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」に違反している

旨を言っております。この第二章にある点について、南北不可侵について合意違反であるということ韓国は主張をしております。

○笠井委員 一九七二年七月の共同声明、そして、今ありました一九九二年発効の南北基本合意書、これがあるわけで、これに明らかに反していると。

菅総理、今回の民間人が居住する島への無差別な砲撃というのは、こうした朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する無法な行為だ、断じて許されないというふうに思うんです。総理も、そういう問題を含めて、そういうことを踏まえて北朝鮮の行為を厳しく非難している、こういうことでよろしいでしょうか。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 昨日の党首会談においても、志位委員長の方から具体的な指摘をいただいております。

そして今、笠井さんが言われたように、まさに一般の人が生活をしているその地域に無差別に砲撃を加えるというのは、これは言語道断の許されざる行為である、そういう認識を持って対応していきたいと考えております。

○笠井委員 北朝鮮は、今回の行為を、韓国軍が北朝鮮の領海で軍事演習を行い、砲撃したことへの反撃だとしております。

この海域における領海線については韓国と北朝鮮の主張が異なっておりますが、それを砲撃の理由にすることは断じて許されるものではない。しかも、砲撃を受けた延坪島が韓国側に属することは休戦協定で決まっております。この島への航路、通航の自由についても、北朝鮮自身が二〇〇〇年三月の軍当局の五島通航秩序で認めていることであって、北朝鮮の言い分には全く理がない、成り立つものがない。私は、こうした事実と道理を踏まえて論立てる対応が必要だと思っております。

我が党は、北朝鮮が攻撃とそれによる被害の責任をとって、挑発的な行動を繰り返さないことを厳重に求めるものであります。

最後に菅総理に伺いますが、今大事なことは、今回の軍事挑発行動は厳しく非難をする、同時に、挑発というんだったら挑発には乗らないということが大事だと思うんです。当の韓国自身が激しく憤りながらも冷静に対応している、このようなことが明らかになっております。私は、この点が肝心だと思うんですね。今こそ、韓国を初め関係各国が、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的、政治的な努力によって解決をする、そのための日本の政府の役割発揮が必要だと思うんですけれども、菅総理の見解を伺いたいと思っております。

○菅内閣総理大臣 今回の北朝鮮による砲撃事件において、先ほど来申し上げておりますように、我が国としては、北朝鮮を強く批判、非難すると同時に、韓国の立場を強く支持いたしているところであります。

その上で、今回の北朝鮮の挑発行為は北東アジア全体の平和と安全を損なうものと考えており、事態のさらなるエスカレートを招かぬように、まず、北朝鮮に対してこのような行為を繰り返さないことを求める、さらには、北朝鮮の動きを、動向を注視していく、さらに、韓国及び米国、さらに他の関係国と引き続き緊密に連携して適切な対応をしていく、こういう姿勢が必要だろうと思っております。

同時に、政府としては、我が国にとっても不測な事態が生じないように十分な備えをしていく、このこともあわせてとっていかねばならない、このように考えております。

○笠井委員 今言われたんですけれども、さらに軍事的緊張や紛争につなげちゃいけない、やはり外交的、政治的に解決を図る、この点での政府の姿勢というのをただしたんですが、その点についてはそれでそうだということによろしいですね、これは確認なんです。

○前原国務大臣 昨日、菅総理が李明博大統領と電話で話をされ、私も金星煥外交通商部長官と話をしました。また、昨日、程永華中国大使とも話をし、けさ、クリントン長官とも電話で話をいたしましたけれども、各国ともやはり、さらなる挑発というものを何とか押しとどめなくてはいけない、そのために、まさに委員がおっしゃったように、これ以上の拡大は抑止をして、平和的に物事を解決していくということに焦点を当てて努力してまいりたいと思いますし、日本の外交としてもそれを当然ながら中心に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○笠井委員 総理も同じ認識ということによろしいですね。

○菅内閣総理大臣 エスカレートしないことが望ましいということは当然でありますし、韓国の立場を支持することをベースにして、できるだけこれ以上の武力紛争の拡大にならないように努力したいと思っております。

○笠井委員 アメリカのボズワース北朝鮮問題特別代表も、二十三日、米中両国が多国間の外交的アプローチが唯一の現実的な解決方法だという認識で一致した、そういうふうにも述べております。軍事には軍事という軍事的緊張の拡大と悪循環というのはいかなる形であれ厳しく退けて、あくまで外交的、政治的な努力によって解決すべきだと思います。

私は、憲法九条を生かしてこの地域に平和的環境をつくり上げていく外交力こそ今本当に求められていることを強調しまして、質問を終わります。